

FIT 非化石証書の共同購入事業業務に係る質問及び回答

番号	質 問	回 答
1	<p>仕様書：3 事業内容 (4) について、購入希望単価での購入ができなかった場合、</p> <p>①手数料→通常通り支払い(購入希望者から代理購入者に)。</p> <p>②原価分→払い戻し(代理購入者から購入希望者に)</p> <p>③証書 →購入なし、また次回に同量を購入希望するかは未定 となる認識で相違ないか。</p>	<p>①については、購入希望単価で購入できなかった場合の手数料(最低手数料)を連携事業者において設定いただくことになります。</p> <p>②についてはお見込みのとおりです。</p> <p>③については、1回の取引市場ごとに購入希望単価での購入が成立するかを確認するものであるため、当該回以外の取引市場に関する希望等の確認は不要です。</p>
2	<p>仕様書：3 事業内容 (5) について、「非化石証書調達希望量に充当する旨を証明する書類を作成する」とは連携事業者独自のものがある必要はあるか(JEPX 発行の残高証明書では認められないのか)</p>	<p>非化石証書調達希望量に充当する旨を証明する書類であれば、連携事業者が独自に作成したものである必要はありません。</p>
3	<p>仕様書：8 その他について、「成果物は納品の完了を持って連携事業者から京都府に譲渡される」とありますが、成果物とは何を指しますでしょうか。</p>	<p>仕様書3で示す「業務内容」及び5「連携事業者が行う業務内容」の実施結果を証明するものを指します。例えば、非化石証書やトラッキング情報付き証書の購入を証明するデータ、非化石証書の購入希望者に対するアンケート実施結果などを指します。</p>
4	<p>専用 WEB サイトについて、応募時点で完成している必要はありますでしょうか。</p> <p>もしくはその点も踏まえて審査項目となりますでしょうか</p>	<p>応募時点での完成は必要ありません。また、本事業に係る連携事業者選定委員会の審査対象とはなりません。</p> <p>一方、提案資料においては、専用 WEB の具体的なイメージがあれば、より魅力的な提案と評価される可能性があります。</p>

5	<p>業務実績について、各資料の内容を鑑みますと非化石証書の実績かと想定いたしますが、その場合取引先の情報にもなります。</p> <p>開示範囲としてはどこまでをご要望となりますでしょうか。</p>	<p>業務実績として、非化石証書の取引実績で求めるのは日付や調達量、調達単価、トラッキング情報（該当する場合のみ）等となります。</p> <p>取引先の情報については不要ですので、適宜、マスキングするなど工夫いただけますと幸いです。</p>
6	<p>提出書類について、「ケ 応募資格で定める業務実績が確認できる契約書又は協定書及び仕様書(写し)」とありますが、上記の質問事項の通り非化石証書の取引実績の場合、契約書・協定書・仕様書は具体的にどのような内容を指しますでしょうか？</p>	
7	<p>募集要項「4 応募手続等」(1)応募書類について</p> <p>正本 1 部(両面印刷)、副本 7 部(両面印刷)及び電子媒体 1 部（正本に添付）とありますが、ここでいう電子媒体 1 部とは何を指しますでしょうか。</p>	<p>申請書類一式のデータを保存した USB 等の提出をお願いします。</p>
8	<p>京都府が実施する広報活動について</p> <p>現時点で、どのような広報活動を実施されるかお決まりでしたら可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>府内の事業者団体等を通じた周知、事業者排出量削減計画・報告・公表制度の対象となる「特定事業者」への周知等を検討しています。</p>

9	<p>想定購入希望者について</p> <p>現時点で、購入希望者数や購入量などについての想定・見通しはございますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
10	<p>府庁舎の電力について</p> <p>今年度分の調達も行う予定(上記の想定購入量などに含まれている) でしょうか。</p>	<p>今年度分の調達については未定であり、想定購入量には含まれておりません。</p>
11	<p>広告宣伝について</p> <p>広告宣伝、購入希望者の募集とございますが(上記の質問と重複しますが)、作成したWEBサイトを活用して、ゼロから購入希望者を募るという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>またどの程度の予算投下を想定しておりますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。また、本業務の広報宣伝のためのホームページの構築・運用にかかる経費については、連携事業者の負担とし、京都府からの支出はございません。</p>
12	<p>経費負担について</p> <p>協定案に「第3条 乙は、仕様書に定める事業の実施に要する経費について負担するものとする。」とありますが、事業内容に含む広告宣伝費なども対象になる認識で相違ございませんでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

13	<p>募集要項3応募資格(2)、4 応募手続等(1)ウ、ケについて</p> <p>業務実績が確認できる契約書又は協定書及び仕様書(写し)の提出が必要となっています。民間向けの提供実績の場合、弊社は購入申込書(規約への同意)という書面により契約(申込者の捺印あり)とみなしていますが、業務実績の確認できる書面として認められますか。</p>	認められます。
14	<p>募集要項3応募資格(2)、4 応募手続等(1)ウ、ケについて</p> <p>需要家への販売ではなく自治体との連携協定等に基づく共同購入事業としての実績は業務実績報告書に含める必要がありますか。</p> <p>上記を含める場合、実績報告書に掲載した自治体との協定書は全て必要となりますか。</p> <p>上記を含めない場合、企画提案書の別途類似業務の実績として記載すればよろしいですか。</p>	<p>自治体との連携協定等に基づく非化石証書の共同購入事業等に関しては実績に含めることができます。</p> <p>なお、複数の実績がある場合は、いずれか1件の自治体との協定書の写しを添付資料として提出ください。</p>
15	<p>募集要項3応募資格(5)、4 応募手続等(1)カについて</p> <p>弊社は東京本社であり、京都には支店、支社等を設置しておりませんが、「京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと」を証明するための「府納税証明書」の提出も必要ですか。</p> <p>上記必要な場合、取得のための指定様式はありますか。</p>	<p>必要です。府税の納税証明書の様式等については京都府入札課ホームページ(https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html)を御確認ください。</p>